

調停・審判手続における情報管理・書面提出について (大切なお知らせです。必ずお読みください。)

山口家庭裁判所

○ 原則（提出書類は他の当事者から見られたり、コピーを取られたりする可能性があります。）

提出された書類は、他の当事者（以下「相手」といいます。）による閲覧・謄写の対象となるため、その書面を相手は見ることができます。また、調停委員会や裁判所関係者に口頭で話された内容も、裁判所は中立の立場であること及び手続の透明性の観点から、一部の当事者の意向に迎合して相手に秘密にするとすることはできず、当事者及び調停委員会は同じ情報を持ったうえで、手続きを進めることとなります。この原則を踏まえて裁判所に提出する書面の作成、提出書面の適切な選択及び調停委員会や裁判所職員への発言等して頂く必要があります。特に個人情報やその推知情報（推測を可能にする情報）については、自己管理を徹底して情報が伝わらないようにして頂きますようお願いいたします。

○ 例外

提出する書面に、その情報を相手に知られることで、生命・身体に危険が生じるなど生活をする上で支障がある情報が書いてある場合

1 書面を提出するときは、以下の点に注意してください。

- ① あなたが作成する書面（申立書、答弁書、陳述書など）には、相手に知られてもよい内容を記載してください。
- ② 裁判所に書面を提出する際は、相手に知られたくない情報やこれを推知させる情報が記載されていないか、必ず確認してください（所得証明書、源泉徴収票、給与明細書、診断書には、住所や勤務先などの個人情報が記載されています。お子さんの通知表には、学校名など住所を推知させる情

報が記載されています)。

- ③ 相手に知られたくない情報が記載されている書面は、その部分を読み取ることができないよう、黒塗り等のマスキング処理をして提出してください(裁判所がマスキングをすることは認められていません。)
- ④ 個人番号(マイナンバー)が記載された書類は、必ずマスキング処理をして提出してください。

2 相手に知られたくない情報が記載されているが、裁判所の判断資料にするためにマスキング処理ができない書面を提出する時は「非開示希望申出書」を当該書面の一番上にステープラーで留めて提出してください。

※「非開示希望申出書」は、提出する書面ごとに添付していただく必要があります。前に非開示希望申出書を添付して提出した書面と同じ内容が記載されていても、次に提出する書面に非開示希望申出書が添付されていない場合には、当該書面は非開示希望がないものとして取り扱います。

※「非開示希望申出書」が添付された書類であっても、裁判官の判断によっては、相手が見たりコピーをとったりすることを許可する可能性があります。申出書には詳しい事情を記載してください。

以上